

## 第 29 号議案

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正  
する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和5年9月 11 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正  
する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案  
に関する知事への意見について

1. 概要

- ・ 令和9年開館予定の新琵琶湖文化館（以下「新文化館」という。）に係るPFI事業者との契約に伴い、知事部局が所管する「琵琶湖文化館設管の設置および管理に関する条例」（以下「設管条例」という。）の一部改正案が令和5年9月県議会に上程される予定。
- ・ 新文化館は、博物館法の登録を受けた博物館として開設される予定であり、社会教育施設に位置付けられる。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第21条では、社会教育施設の所管は教育委員会になるとされている。
- ・ 一方、現行の琵琶湖文化館については、知事が管理、執行していることから、新文化館についても引き続き知事が管理、執行すると整理されている。地教行法上教育委員会の所管とされている施設を知事が管理、執行するには、地教行法第23条第1項の規定に基づき、「滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例」（以下「特例条例」という。）に当該施設を規定し、権限を移譲する必要があることから、今般の設管条例の改正に併せて特例条例を改正するもの。
- ・ 特例条例は知事所管の条例であるが、教育に関する事務に係る案件であることから、地教行法第29条の規定に基づき、今般知事から教育委員会へ意見聴取があったもの。

2. 特例条例の改正内容

- ・ 教育委員会の事務のうち、知事が管理、執行する機関に、「滋賀県立琵琶湖文化館」を加える。
- ・ 改正設管条例の付則で行う。

3. 回答内容

- ・ 「格別の意見なし」として回答

新 旧 対 照 表

旧	新
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務（同項第1号に掲げる教育に関する事務にあつては、次に掲げる同号に規定する特定社会教育機関に係るものに限る。）は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)・(6)</u> 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務（同項第1号に掲げる教育に関する事務にあつては、次に掲げる同号に規定する特定社会教育機関に係るものに限る。）は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 滋賀県立琵琶湖文化館</u></p> <p><u>(6)・(7)</u> 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例  
(関係箇所抜粋)

付 則

1～2 省略

3 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成 28 年  
滋賀県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 滋賀県立琵琶湖文化館